

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 耕作放棄地対策協議会の設置手続</p> <p>2 要綱第5の3の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 <u>[削る。]</u></p> <p>(3) 都道府県協議会長は、1(1)の<u>規約その他の</u>規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に参考様式第2号により届け出なければならない。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 要綱第5の4の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 <u>[削る。]</u></p> <p>(3) 地域協議会長は、1(2)の<u>規約その他の</u>規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会長に参考様式第6号により届け出なければならない。</p> <p>(4) [略]</p> <p>第2 実施の手続</p> <p>1 都道府県協議会関係</p> <p>(1) 要綱第6の1(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。</p> <p>イ 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。</p> <p> b 要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の管理方法</p>	<p>第1 耕作放棄地対策協議会の設置手続</p> <p>2 要綱第5の3の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。</p> <p><u>(3) 都道府県協議会長は、1(1)アの協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に参考様式第1号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認及び承認通知については(2)に準ずるものとする。</u></p> <p>(4) 都道府県協議会長は、1(1)イからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に参考様式第2号により届け出なければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 要綱第5の4の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。</p> <p><u>(3) 地域協議会長は、1(2)アの協議会規約を変更しようとするときは、都道府県協議会長に参考様式第3号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う承認、承認通知及び報告については(2)に準ずるものとする。</u></p> <p>(4) 地域協議会長は、1(2)イからカまでの規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会長に参考様式第6号により届け出なければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>第2 実施の手続</p> <p>1 都道府県協議会関係</p> <p>(1) 要綱第6の1(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。</p> <p>イ 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。</p> <p> b 要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）<u>及び要綱第2の2の耕作放棄地再生利用推進交付</u></p>

- c 再生利用交付金の地域協議会への交付に係る地域協議会から都道府県協議会への交付申請に関する事項
- d 再生利用交付金の地域協議会への交付に係る都道府県協議会から地域協議会への交付に関する事項
- e [略]

(2) 要綱第6の1(2)の再生利用活動附帯事業の実施計画の提出は、別記によるものとする。

2 地域協議会関係

要綱第6の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。

(2) 要綱第6の2(2)の地域協議会が行う再生利用活動附帯事業の実施計画の提出は、別記によるものとする。

6 証拠書類の保管

都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類又は証拠物を、国からの交付金の交付が完了した年度の翌年度の開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

第3 報告

要綱第9の各年度の実績の報告は、第4の6及び別記により行うものとする。

また、地方農政局長等は都道府県協議会長に、都道府県協議会長は地域協議会長に対し、必要に応じて、本対策の実施状況について報告を求めることができるものとする。

この場合において、地方農政局長等は、報告を受けた実施状況について検討し、必要があると判断したときには、関係する資料の提出の要求や現地調査を実施することができるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は、地方農政局長等の求めに応じ、当該資料の提出の要求や現地調査に協力するものとする。

第4 再生利用交付金

1 事業の内容

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」とは、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等と

金(以下「推進交付金」という。)の管理方法

- c 再生利用交付金及び推進交付金の地域協議会への交付に係る地域協議会から都道府県協議会への交付申請に関する事項
- d 再生利用交付金及び推進交付金の地域協議会への交付に係る都道府県協議会から地域協議会への交付に関する事項
- e [略]

(2) 要綱第6の1(2)の都道府県協議会推進事業の実施計画の提出は、参考様式第8号によるものとする。

2 地域協議会関係

要綱第6の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。

(2) 要綱第6の2(2)の地域協議会推進事業の実施計画の提出は、参考様式第10号によるものとする。

6 証拠書類の保管

都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類又は証拠物を、国からの交付金の交付が完了した年度の翌年度の開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

第3 報告

要綱第9の各年度の実績の報告は、第4の6及び第5の3により行うものとする。

また、地方農政局長等は都道府県協議会長に、都道府県協議会長は地域協議会長に対し、必要に応じて、本対策の実施状況について報告を求めることができるものとする。

この場合において、地方農政局長等は、報告を受けた実施状況について検討し、必要があると判断したときには、関係する資料の提出の要求や現地調査を実施することができるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は、地方農政局長等の求めに応じ、当該資料の提出の要求や現地調査に協力するものとする。

第4 再生利用交付金

1 事業の内容

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」とは、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等と

する。ただし、当該農地において、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙8の1の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙10の2の産地資金による助成内容の設定により当該地域において産地資金の対象と設定された作物のいずれかを再生作業を行う年度から起算して5年間以上生産する場合に限り、当該農地の所有者もこれに該当するものとする。

(2) 要綱別紙1第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙3の米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。

(9) 要綱別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の事業の内容については、別記のとおりとする。

2 対象農地

(2) 要綱別紙1第2の1(1)の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上に相当する程度となるものとする。

(3) 要綱別紙1第2の1(2)の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上に相当する程度となることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。

3 事業の仕組み

(2) 再生利用交付金の管理・運用

イ 地域協議会

a 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金を、他の事業と区分するとともに、要綱別紙1第1の1（再生利用活動）と同第1の2（施設等補完整備）と同第1の3（再生利用活動附帯事業）とに区分して経理しなければならない。

b 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金（都道府県又は会員からの補助金、要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、当該資金について別の勘定を設けなければなら

する。

(2) 要綱別紙1第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地が戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）別紙8の交付対象水田に該当する場合及び当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。

2 対象農地

(2) 要綱別紙1第2の1(1)の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業の総費用（労務費、機械経費、資材費等の合計で、労務提供に係る人件費相当額及び自己所有等機械供用に係る損料相当額を含む。以下同じ。）が10アール当たり60,000円を超過するものとする。

(3) 要綱別紙1第2の1(2)の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業の総費用が10アール当たり60,000円を超過していることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。

3 事業の仕組み

(2) 再生利用交付金の管理・運用

イ 地域協議会

a 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金を、他の事業と区分するとともに、要綱別紙1第1の1（再生利用活動）と同第1の2（施設等補完整備）とに区分して経理しなければならない。

b 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金（都道府県又は会員からの補助金、要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を要綱別紙1第1の1及び2の取組に充てる場合には、当該資金について別の勘定を設けな

い。

5 助成措置

[削る。]

(2) 要綱別紙1第4の1(2)の「重機を用いて行う等の再生作業」及び同第4の2の「施設等補完整備」の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に準じて行うものとするほか、重機を用いて行う等の再生作業及び施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の50パーセントまでを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千万円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれなければならない。

ア 重機を用いて行う等の再生作業及び施設等補完整備のうち基盤整備

(3)・(4) [略]

(5) 要綱別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の助成措置については、別記のとおりとする。

6 実績の確認と報告

(1) 要綱別紙1第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第11号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。

ア 要綱別紙1第1の1(1)の「再生作業」、同第1の1(2)の「土壌改良(2年目)」及び同第1の1(3)の「営農定着」については、作業記録、写真等

イ [略]

ウ [略]

[削る。]

ればならない。

5 助成措置

(2) 要綱別紙1第4の1の「再生作業」の「10アール当たり交付単価」の欄の荒廃の程度に応じた交付単価は、再生作業の総費用(労務提供に係る人件費相当額及び自己所有等機械供用に係る損料相当額を含む。)が10アール当たり60,000円を超過する場合の交付単価を30,000円、100,000円を超過する場合の交付単価を50,000円とする。

(3) 要綱別紙1第4の1(2)の「重機等を用いて行う再生作業」及び同第4の2の「施設等補完整備」の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に準じて行うものとするほか、重機等を用いて行う再生作業及び施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の50パーセントまでを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千万円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれなければならない。

ア 重機等を用いて行う再生作業及び施設等補完整備のうち基盤整備

(4)・(5) [略]

6 実績の確認と報告

(1) 要綱別紙1第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第11号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。

ア 要綱別紙1第1の1(1)の「再生作業」については、作業記録、写真、領収書、作業参加者名簿及び再生作業の総費用
イ 要綱別紙1「土壌改良」及び同第1の1(3)の「営農定着」については、作業記録、写真等

ウ [略]

エ [略]

第5 再生利用推進交付金

1 事業の仕組み

都道府県協議会及び地域協議会は、推進交付金を他の事業と区分して経理しなければならない。

2 助成措置

推進交付金の交付対象となる経費は、下表のとおりとする。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>1 賃金</u>	<u>日々雇用者賃金</u>
<u>2 謝金</u>	<u>有識者、協力者等への謝金</u>
<u>3 旅費</u>	<u>普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）</u>
<u>4 需用費</u>	<u>消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料</u>
<u>5 役務費</u>	<u>通信運搬費、手数料、広告料等</u>
<u>6 委託料</u>	<u>事務の委託を行う場合の委託料</u>
<u>7 使用料及び賃借料</u>	<u>会議用会場、物品等の使用料及び賃借料</u>
<u>8 備品購入費</u>	<u>事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費</u>
<u>9 共済費</u>	<u>保険料</u>
<u>10 調査試験費</u>	<u>調査、測量及び試験に要する費用</u>

3 実績の報告

(1) 要綱別紙2第3の1の報告は、参考様式第10号により、都道府県協議会長の定める日までに提出するものとする。

(2) 要綱別紙2第3の2の報告は、参考様式第8号により、事業実施年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

第6 留意事項

1～3 [略]

4 本対策は、再生利用交付金の交付決定後に着手するものとする。
ただし、地域の実情に応じて本対策の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前に着手できるものとし、この場合、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の指導を受けた上で、交付決定前着手届を参考様式第15号により提出しなければならないものとする。

第6 留意事項

1～3 [略]

4 本対策は、再生利用交付金又は推進交付金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて本対策の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前に着手できるものとし、この場合、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の指導を受けた上で、交付決定前着手届を参考様式第15号により提出しなければならないものとする。

[削る。]

第7 平成22年度における特例

1 平成22年度における適用

平成22年度に限り、第2の1(2)及び2(2)並びに第5の規定を適用しないものとする。この場合において、第3中「第5の3」とあるのは、「第7の6」と読み替えるものとする。

2 附帯事務費の助成措置

要綱第11の附帯事務費（以下「附帯事務費」という。）は、平成21年度に都道府県協議会が積み立てた資金の国費相当額及び地域協議会が平成22年度に繰り越した再生利用交付金の国費相当額のうち、要綱別紙第1の1及び2の取組に係る再生利用交付金として平成22年度に執行が見込まれる額の1.5%を上限として助成するものとする。

3 附帯事務費の仕組み

- (1) 都道府県協議会及び地域協議会は、附帯事務費を他の事業及び要綱別紙1第1の1及び2の取組と区分して経理しなければならない。
- (2) 附帯事務費の執行に当たって、都道府県協議会又は地域協議会は、附帯事務費を各会員に配分することができるものとする。

4 附帯事務費の助成対象経費

附帯事務費の助成対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	有識者、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

5 附帯事務費の実施計画の提出

- (1) 都道府県協議会長は、平成22年度に執行する都道府県協議会及び

管内の地域協議会における附帯事務費の実施計画を、地域協議会からの要望等を踏まえつつ、各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において参考様式第16号により作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地域協議会長は、随時、平成22年度に執行する地域協議会における附帯事務費の実施計画を、都道府県協議会と調整を図った上で参考様式第17号により作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。

また、年度途中においてこれを変更する場合も同様とする。

6 附帯事務費の実績報告

要綱第11で準じて行うものとされた附帯事務費に係る要綱第9による報告は、地域協議会にあっては参考様式第17号により都道府県協議会長の定める日までに、都道府県協議会長にあっては参考様式第16号により平成23年4月10日までに提出するものとする。

別記（第2の1(2)及び2(2)、第3、第4の1(9)及び5(5)関係)

再生利用活動附帯事業について

第1 事業内容

1 交付金執行事務

都道府県協議会及び地域協議会が実施する再生利用交付金の執行のために必要な次の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 再生利用交付金の交付事務

(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言

(3) 再生利用推進計画又は再生利用実施計画の策定・見直し

(4) 実績報告書審査・現地確認

(5) 地域における農地利用調整活動

(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及

(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務

2 広域利用調整

都道府県協議会が耕作放棄地の再生利用を目的として都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援として次の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 引き受け候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築

[新設]

- (2) 引き受け候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置
- (3) 受入候補地の詳細調査・受入条件の整理
- (4) 市町村等が行う農家間の調整や農地の利用集積等に関する指導・助言
- (5) 都道府県域を越えて行う農地利用調整活動
- (6) その他本取組に必要な事務

第2 助成措置

再生利用活動附帯事業の助成措置は、各年度毎に以下のとおりとする。

- 1 交付金執行事務にあつては都道府県協議会ごとに次により算定される額を上限として助成する。
 - (1) 地域協議会がその区域とする市町村等の区域において、都道府県協議会又は地域協議会が第1の1の(1)から(7)の活動を実施する場合には、1地域協議会当たり10万円を計上。
 - (2) 地域協議会において、当該年度に要綱別紙第1の1及び2の取組に係る再生利用交付金として執行が見込まれる額が670万円を超える場合には、670万円を超える額の1%を(1)に加算。ただし、加算後の額の上限は1地域協議会あたり50万円。
 - (3) 管内の地域協議会毎に(1)及び(2)により算定される額を合計。なお、複数の市町村をその区域とする地域協議会においては、市町村毎に(1)及び(2)により算定される額を合算し、その額を当該地域協議会の算定額とする。
- 2 広域利用調整にあつては、1都道府県協議会あたり150万円を上限として助成することとし、各年度において助成対象とする都道府県協議会は全国で5協議会以内とする。
- 3 交付金執行事務及び広域利用調整の助成対象となる経費は下表のとおりとする。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>1 賃金</u>	<u>日々雇用者賃金</u>
<u>2 謝金</u>	<u>有識者、協力者等への謝金</u>
<u>3 旅費</u>	<u>普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）</u>
<u>4 需用費</u>	<u>消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料</u>

5	役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6	委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7	使用料及び 賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
8	備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
9	共済費	保険料
10	調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

第3 事業実施等の手続

1 交付金執行事務

(1) 交付金執行事務に係る実施計画の提出

ア 都道府県協議会長は、当該年度に執行する都道府県協議会及び管内の地域協議会における再生利用活動附帯事業（交付金執行事務）の実施計画（以下「交付金執行事務実施計画」という。）を、地域協議会からの要望等を踏まえつつ、各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において参考様式第8号により作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

イ 地域協議会長は、随時、当該年度に執行する地域協議会における交付金執行事務実施計画を、都道府県協議会と調整を図った上で参考様式第10号により作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、年度途中においてこれを変更する場合も同様とする。

(2) 交付金執行事務に係る実績報告

再生利用活動附帯事業のうち交付金執行事務に係る要綱第9の各年度の実績の報告は、地域協議会にあっては参考様式第10号により都道府県協議会長の定める日までに、都道府県協議会長にあっては参考様式第8号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに提出するものとする。

2 広域利用調整

(1) 広域利用調整に係る実施計画の提出

広域利用調整の助成を希望する都道府県協議会長は、再生利用活動附帯事業（広域利用調整）の実施計画（以下「広域利用調整実施計画」という。）を、参考様式第16号により作成し、事業実施年度の4月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 助成対象の選定

ア 地方農政局長等は（1）により都道府県協議会長から提出された

広域利用調整実施計画について、次に掲げる項目を満たす場合に限り助成対象候補として選定し、事業実施年度の5月15日までに農村振興局長へ報告するものとする。

- a. 取組の内容が耕作放棄地の再生利用に資するものであること
- b. 都道府県域を越えた農地利用調整活動が確実に実践できる計画であること

イ 農村振興局長は、アにより地方農政局長等から報告のあった助成対象候補について、下表に基づき算定したポイントの合計値を当該助成対象候補の獲得ポイントとし、ポイントが上位のものから助成対象を決定するものとする。なお、順位付けの結果、同一ポイントを獲得した助成対象候補が複数ある場合には、全体調査要領3(1)又は(2)の区分に該当する状態となっている農地の面積が大きい都道府県をその区域とする都道府県協議会を優先することとする。

表 ポイント算定の考え方

<u>審査項目及び取組内容の基準</u>	<u>ポイント</u>
<u>① 計画性に関する審査</u>	
<u>a 耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）7に定める耕作放棄地解消計画に基づく取組の場合</u>	5
<u>b a以外の耕作放棄地の解消に係る計画に基づく取組の場合</u>	1
<u>② 広域性に関する審査</u>	
<u>a 複数市町村（5市町村以上）を受入候補地とし、そのことについて当該市町村と調整済である場合</u>	5
<u>b 複数市町村（5市町村未満）を受入候補地とし、そのことについて当該市町村と調整済である場合</u>	3
<u>c 一市町村を受入候補地とし、そのことについて当該市町村と調整済である場合</u>	1
<u>③ 受入体制に関する審査</u>	
<u>a 受入地域側に農地利用調整を担うコーディネーターと引き受け手候補者に対するアドバイザーの両方を設置する計画となっている場合</u>	3

<u>b 受入地域側に農地利用調整を担うコーディネーター、または、引き受け手候補者に対するアドバイザーの何れかを設置、又は、コーディネーターとアドバイザーの両方を兼ねる者を設置する計画となっている場合</u>	1
<u>④ 引き受け手確保の取り組みに対する審査</u>	
<u>a 引き受け手候補者を対象として、説明会開催、情報ネットワーク構築、ワンストップ相談窓口設置のすべての取組が行われる場合</u>	5
<u>b 引き受け手候補者を対象として、説明会開催、情報ネットワーク構築、ワンストップ相談窓口設置のうち、いずれか2つの取組が行われる場合</u>	3
<u>c 引き受け手候補者を対象として、説明会開催、情報ネットワーク構築、ワンストップ相談窓口設置のうち、いずれか1つの取組が行われる場合</u>	1
<u>⑤ 既往の活動実績に関する審査</u>	
<u>a 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に都道府県域を越えて耕作放棄地の引き受け手を募集した実績がある場合</u>	3
<u>b 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に市町村域を越えて耕作放棄地の引き受け手を募集した実績がある場合</u>	1
<u>⑥ 地域性に関する審査</u>	3
<u>地方農政局等の管轄毎に、①～⑤のポイントの合計値が最も大きい都道府県協議会に右のポイントを付与</u>	

ウ 農村振興局長は、イにより助成対象として決定した旨を、地方農政局長等を経由して該当の都道府県協議会長に対し速やかに通知することとする。また、助成対象とならなかった都道府県協議会長に対しても地方農政局長等を経由してその旨通知する。

(3) 事業の実施

ア (2)のウにより助成対象として決定した旨の通知を受けた都道府県協議会長は、助成対象として決定された広域利用調整実施計画

に基づき事業を実施しなければならない。

イ 都道府県協議会長は、事業の実施に必要な経費を、再生利用交付金により積み立てた資金から第2の2及び3の定めるところにより支弁するものとする。

(4) 広域利用調整に係る実績報告

再生利用活動附帯事業のうち広域利用調整に係る要綱第9の各年度の実績の報告は、参考様式第17号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに提出するものとする。

(別紙1) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会規約

平成○○年○月○日制定

第1章 総則

第1条 [略]

(備考)

農業再生協議会の設置、整理・統合や、既存の組織の改編等により、当該組織を都道府県協議会とし、その名称を都道府県協議会の名称として使用する等の場合には、都道府県協議会の名称は、「○○都道府県耕作放棄地対策協議会」としなくても構わない。

(事業)

第4条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 耕作放棄地の再生利用に関すること。

第2章 会員等

第5条 [略]

(備考)

都道府県協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

第6条～第17条 [略]

(書面又は代理人による表決)

第18条 [略]

2 前項の書面は、総会の開催前までに都道府県協議会に到着しないときは、無効とする。

第5章 幹事会

第20条 [略]

(別紙1) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会規約

平成○○年○月○日制定

第1章 総則

第1条 [略]

(備考)

既存の組織を改編する等により、当該組織を都道府県協議会とし、その名称を都道府県協議会の名称として使用する等の場合には、都道府県協議会の名称は、「○○都道府県耕作放棄地対策協議会」としなくても構わない。

(事業)

第4条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 耕作放棄地再生利用に関すること。

第2章 会員等

第5条 [略]

(備考)

都道府県協議会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第6条～第17条 [略]

(書面又は代理人による表決)

第18条 [略]

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに都道府県協議会に到着しないときは、無効とする。

第5章 幹事会

第20条 [略]

2 [略]

(備考)

幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

第22条 [略]

2 [略]

(備考)

第2項の事務局のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

(資金)

第26条 都道府県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(事務経費支弁の方法等)

第28条 都道府県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより〇〇農政局長に提出しなければならない。

(備考)

「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。第33条について同じ。

第8章 都道府県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

[削る。]

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合に

2 [略]

(備考)

幹事会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第22条 [略]

2 [略]

(備考)

第2項の事務局の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

(資金)

第26条 都道府県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耕作放棄地再生利用に係る国からの交付金

(事務経費支弁の方法等)

第28条 都道府県協議会の事務に要する経費は、第26条第1号、同条2号のその他収入をもって充てる。

(報告)

第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を〇〇農政局長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表

(3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(備考)

「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。第32条から第34条について同じ。

第8章 都道府県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、〇〇農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、都

は、都道府県協議会は、遅滞なく〇〇農政局長に届出なければならない。

(備考)

「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会
にあつては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を
置く都道府県協議会にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞ
れ改める。また、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23
4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の
都道府県農業再生協議会が、要綱第5の2の要件を満たし、その区域
とする都道府県の区域において本対策の実施主体となる場合には、「〇
〇農政局長」を、「都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄す
る「〇〇地方農政事務局長」と改めることができるものとする。

(事業終了後及び都道府県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第〇項第〇号の事業が終了した場合及び都道府県協議会
が自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年
4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の
都道府県農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合におい
て、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあ
つては〇〇農政局長に返還するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、都道
府県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会
長が別に定める。

附 則

1 [略]

2 都道府県協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業
実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依
命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会に統合する目的で解散し
た場合、都道府県農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継
するとともに、国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積
み立てている資金の全額を譲渡するものとする。

(備考)

新たに都道府県協議会を設立する場合には、以下を加える。

1 都道府県協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2
項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その

道府県協議会は、遅滞なく〇〇農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び都道府県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第〇項第〇号の事業が終了した場合及び都道府県協議会
が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるとき
は、国費相当額にあつては〇〇農政局長に返還するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第35条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、都道
府県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会
長が別に定める。

附 則

1 [略]

2 都道府県協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2
項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任
期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日
までとする。

3 都道府県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、
第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規
定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までと
する。

任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。

2 都道府県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

3 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

(別紙2) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

第1章 総則

(事務処理体制)

第3条 都道府県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地~~の~~再生利用に係る事務

○○○ △△△

(2) ○○に係る事務

○○○ △△△

(別紙3) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会会計処理規程

第1章 総則

(会計区分)

第4条 都道府県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

(1) [略]

(2) ○○会計

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる○○都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地~~の~~再生利用に係る事務

(別紙2) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

第1章 総則

(事務処理体制)

第3条 都道府県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地再生利用~~交付金~~に係る事務

○○○ △△△

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務

○○○ △△△

(3) ○○に係る事務

○○○ △△△

(別紙3) ○○都道府県耕作放棄地対策協議会会計処理規程

第1章 総則

(会計区分)

第4条 都道府県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

(1) [略]

(2) 耕作放棄地再生利用交付金会計(附帯事務費関係)

(3) 耕作放棄地再生利用推進交付金会計

(4) ○○会計

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる○○都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地再生利用~~交付金~~に係る事務

〇〇〇
(2) 〇〇に係る事務
〇〇〇

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 [略]

(備考)

2 第2項中「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。また、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会が、要綱第5の2の要件を満たし、その区域とする都道府県の区域において本対策の実施主体となる場合には、「〇〇農政局長」を、「都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する「〇〇地方農政事務所長」と改めることができるものとする。第37条について同じ。

第29条 [略]

(備考)

必要に応じて第29条中に、「〇円未満の消耗品については見積書は省略できる。」を追記できる。なお、見積書を省略できる額については、協議会の会員である地方公共団体の規定に準じて定める。

第37条 [略]

[削る。]

(別紙4) 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程

(文書管理責任者)

第5条 [略]

(事務の区分) (文書管理責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) 〇〇に係る事務

〇〇〇

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務

〇〇〇

(3) 〇〇に係る事務

〇〇〇

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 [略]

(備考)

2 第2項中「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

第29条 [略]

(新設)

第37条 [略]

(備考)

「〇〇農政局長」は北海道に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。

(別紙4) 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程

(文書管理責任者)

第5条 [略]

(事務の区分) (文書管理責任者)

(1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務

〇〇〇

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務

〇〇〇

(別紙 7) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約

第1章 総則

第1条 [略]

(備考)

農業再生協議会の設置、整理・統合や、既存の組織の改編等により、当該組織を地域協議会とし、その名称を地域協議会の名称として使用する場合には、地域協議会の名称は「〇〇地域耕作放棄地対策協議会」としなくても構わない。

(事業)

第4条 [略]

(1) 耕作放棄地の再生利用に関すること。

2 [略]

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 [略]

(備考)

地域協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

第20条 [略]

2 [略]

(備考)

幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること関係者が十分協議する。

(資金)

第26条 [略]

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会からの助成金

第27条 [略]

(事務経費支弁の方法等)

〇〇〇

(3) 〇〇に係る事務

〇〇〇

(別紙 7) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約

第1章 総則

第1条 [略]

(備考)

既存の組織を改編する等により、当該組織を地域協議会とし、その名称を地域協議会の名称として使用する場合には、地域協議会の名称は「〇〇地域耕作放棄地対策協議会」としなくても構わない。

(事業)

第4条 [略]

(1) 耕作放棄地再生利用に関すること。

2 [略]

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 [略]

(備考)

地域協議会の組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第20条 [略]

2 [略]

(備考)

幹事会の組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

(資金)

第26条 [略]

(1) 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会からの助成金

第27条 [略]

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条各号の資金からの収入をもって充てる。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、その他規程の定めるところにより都道府県協議会長に提出しなければならない。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

第8章 地域協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

[削る。]

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく都道府県協議会長に届出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び地域協議会が自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第2の地域農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては〇〇都道府県協議会長に返還するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領、及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 地域協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条第1号の〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）からの助成金及び同条第2号のその他の収入をもって充てる。

(報告)

第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を都道府県協議会長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表

(3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 地域協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく都道府県協議会長に届出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては〇〇都道府県協議会長に返還するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第35条 実施要綱、実施要領、及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 地域協議会の設立当初の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期につい

知) 別紙第2の地域農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、地域農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、〇〇都道府県協議会より交付された耕作放棄地再生利用交付金の未執行額の全額を譲渡するものとする。

(備考)

新たに地域協議会を設立する場合は、以下を加える。

- 1 地域協議会の設立当初の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず平成〇年〇月〇日までとする。
- 2 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

(別紙8) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程

(事務処理体制)

第3条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地~~の~~再生利用に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) 〇〇に係る事務

〇〇〇 △△△

(別紙9) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会会計処理規程

第1章 総則

(会計区分)

第4条 地域協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

(1) 耕作放棄地再生利用交付金会計

(2) 〇〇会計

ては、第9条第1項の規定にかかわらず平成〇年〇月〇日までとする。

3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

(別紙8) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程

(事務処理体制)

第3条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地再生利用~~交付金~~に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務

〇〇〇 △△△

(3) 〇〇に係る事務

〇〇〇 △△△

(別紙9) 〇〇地域耕作放棄地対策協議会会計処理規程

第1章 総則

(会計区分)

第4条 地域協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

(1) 耕作放棄地再生利用交付金会計 (再生利用活動関係)

(2) 耕作放棄地再生利用交付金会計 (施設等補完整備関係)

(3) 耕作放棄地再生利用交付金会計 (附帯事務費関係)

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地~~の~~再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) 〇〇に係る事務

〇〇〇

(物品の購入)

第29条 [略]

(備考)

必要に応じて第29条中に、「〇円未満の消耗品については見積書は省略できる。」を追記できる。なお、見積書を省略できる額については、協議会の会員である地方公共団体の規定に準じて定める。

(4) 耕作放棄地再生利用推進交付金会計

(5) 〇〇会計

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地再生利用~~の~~交付金に係る事務

〇〇〇

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務

〇〇〇

(3) 〇〇に係る事務

〇〇〇

(物品の購入)

第29条 [略]

附 則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成22年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

3 農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会が、要綱第5の2の要件を満たし、その区域とする都道府県の区域において本対策の実施主体となる場合には、第1中「地方農政局長等」とあるのは、「都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政事務所等（地方農政局の所在する府県にあっては当該地方農政局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）」と読み替えるものとする。

(参考様式第1号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会の承認申請書

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の2(1)に基づき、〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会の承認について、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 会員名簿
- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約その他の規程
- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 事業計画書

〔削る。〕

〔施行注意〕

- 〔 〕内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

〔削る。〕

(参考様式第1号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会の承認(変更)申請書

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の2(1)(第1の2(3))に基づき、〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会の承認(変更)について、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 会員名簿
- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約その他の規程
- 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 事業計画書

〔1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約の変更 新旧対照表〕

〔施行注意〕

- 〔 〕内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。
- 都道府県耕作放棄地対策協議会規約の変更に伴う変更申請の場合は、実施要領第1の2(3)に基づくものとし、標題等の「承認」を「変更」と置き換え、「〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約の変更 新旧対照表(添付様式1-3)」を添付するものとする。

[削る。]

(添付様式1-3)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約（変更後）

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 規約その他の 規程の変更届 出書

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会 規約その他の 規程のうち、〇〇を変更したので、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農振水産省農村振興局長通知)第1の2(3)に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会〇〇の変更 新旧対照表

〈施行注意〉

1. []内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策協議会にあつては沖縄総合事務局長とする。
2. 変更後の 規約その他の 規程を添付するものとする。

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規程の変更届出書

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規程のうち、〇〇 規程 を変更したので、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農振水産省農村振興局長通知)第1の2(4)に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会〇〇 規程 の変更 新旧対照表

〈施行注意〉

1. []内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策協議会にあつては沖縄総合事務局長とする。
2. 新旧対照表の様式は、添付様式1-3を準用し、変更後の規程を添付するものとする。

(添付様式2)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会〇〇の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会〇〇 (変更後)

[新設]

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇地域耕作放棄地対策協議会の承認申請書

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の3(1)に基づき、〇〇地域耕作放棄地対策協議会の承認について、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会 会員名簿
2. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約その他の規程
3. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会 事業計画書

〈施行注意〉

1. 地域耕作放棄地対策協議会規約の変更に伴う変更申請の場合は、実施要領第1の3(3)に基づくものとし、標題等の「承認」を「変更」と置き換え、「〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約の変更新旧対照表」を添付するものとする。
2. 会員名簿、事業計画書の様式は、添付様式1-1、1-2を準用するものとする。

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇地域耕作放棄地対策協議会の承認(変更)申請書

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の3(1)(第1の3(3))に基づき、〇〇地域耕作放棄地対策協議会の承認(変更)について、下記関係書類を添えて申請する。

1. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会 会員名簿
2. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約その他の規程
3. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会 事業計画書

(1. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約の変更 新旧対照表)

〈施行注意〉

1. 地域耕作放棄地対策協議会規約の変更に伴う変更申請の場合は、実施要領第1の3(3)に基づくものとし、標題等の「承認」を「変更」と置き換え、「〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約の変更新旧対照表」を添付するものとする。
2. 会員名簿、事業計画書及び新旧対照表の様式は、添付様式1-1、1-2及び1-3を準用するものとする。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 [印]

〇〇地域耕作放棄地対策協議会 規約その他の 規程の変更届出書

〇〇地域耕作放棄地対策協議会 規約その他の 規程のうち、〇〇を変更したので、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の3(3)に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

1. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会〇〇規程の変更 新旧対照表

〈施行注意〉

新旧対照表の様式は、添付様式2を準用し、変更後の 規約その他の 規程を添付するものとする。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 [印]

〇〇地域耕作放棄地対策協議会 規程の変更届出書

〇〇地域耕作放棄地対策協議会規程のうち、〇〇 規程 を変更したので、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第1の3(4)に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

1. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会〇〇 規程 の変更 新旧対照表

〈施行注意〉

新旧対照表の様式は、添付様式1-3を準用し、変更後の規程を添付するものとする。

(参考様式第8号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知別記第3(1)(別記第3(2)))に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画

(〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(変更))

- 〔1. 〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の事業実績報告
2. 〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実績報告
3. △△地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実績報告
4. □□地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実績報告

〈施行注意〉

1. 〔略〕
2. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画」を「〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
3. 実績報告の場合は、「実施計画」を「実績報告」、「別記第3(1)」を「別記第3(2)」に置き換えるものとする。

(参考様式第8号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業の実施計画(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知第2の1(2)(第5の3(2)))に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画

(〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(変更))

- 〔1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業事業実績報告
2. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実績報告
3. △△地域耕作放棄地対策協議会推進事業実績報告
4. □□地域耕作放棄地対策協議会推進事業実績報告

〈施行注意〉

1. 〔略〕
2. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画」を「〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
3. 実績報告の場合は、「実施計画」を「実績報告」、「第2の1(2)」を「第5の3(2)」に置き換えるものとする。

(添付様式8)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) 再生利用推進計画の見直し		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合計		

2. 詳細

(1)再生利用交付金の交付事務

対象地域協議会数	内容	備考

(2)再生利用交付金の執行に係る指導・助言

時期	内容	備考

(3)再生利用推進計画の見直し
[略]

(4)実績報告書審査・現地確認

時期	内容	備考

(5)地域における農地利用調整活動

時期	内容	備考

(6)耕作放棄地再生利用のための啓発・普及

時期	内容	備考

(7)その他再生利用交付金の執行に必要な事務

(添付様式8)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 地域協議会に対する指導・助言		
(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及		
(3) 再生利用交付金の管理・運用		
(4) 再生利用推進計画の見直し		
(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項		
[新設]		
[新設]		
合計		

2. 詳細

(1)地域協議会に対する指導・助言

時期	内容	対象地域協議会数	備考

(2)耕作放棄地再生利用のための検討会開催及び制度・施策等の啓発・普及

①検討会開催、制度・施策等の啓発・普及

時期	内容	備考

②制度・施策等の啓発・普及のための資料

内容	配布先	作成部数	備考

(3)再生利用交付金の管理・運用

対象地域協議会数	管理・運用の方法	備考

(4)再生利用推進計画の見直し
[略]

(5)その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

3. 平成23年度における再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施額調査

[新設]

事業項目		金額(円)	備考
再生利用活動			地域協議会への 交付額
施設等補完整備			//
小計①			
再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)			
実績	都道府県協議会		
	地域協議会		
	計②		
計画 (上限額)	①<670万円	協議会数	協議会数×10万円
	670万円≤①<4,670万円	協議会数	10万円に670万円を超える 額の1%を加算
	4,670万円≤①	協議会数	協議会数×50万円
	計③		上限額の計
	②/③		100%を超えない

(施行注意)

1. 四半期ごとの報告においては「再生利用活動」「施設等補完整備」は、その時点において都道府県協議会が判断する平成23年度の執行見込みを、「実績」欄は、当該四半期までの執行額を、それぞれ記載する。
2. 再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の「実績」の金額は、「計画(上限額)」の金額の範囲内とする。
3. 複数の市町村を区域とする地域協議会においては、「協議会数」の欄には「市町村数」を計上する。

(添付様式9-1)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区 再生利用実施計画

1. 地区概要
①～③〔略〕

2〔略〕

3. 再生利用に向けた取組内容・取組主体

①再生利用全体計画(各年度に該当する取組内容にチェック)

Table with columns for field number, location, target agricultural area, user, and content for years H21 to H25. Includes checkboxes for various activities like soil improvement and equipment use.

注1・注2〔略〕

注3: 「重機を利用等」は、実施要綱別紙1第4の1(2)に該当する場合である。

注4: 〔略〕

注5: 平成23年度以降に着手する地区は再生作業に一年目の土壌改良を含み、土壌改良は二年目のみ選択できる

②再生利用活動計画

ア. 再生作業計画

うち障害物除去、深耕、整地等

Table for activity planning with columns for field number, organization, content, cost/effort, and remarks.

うち土壌改良

Table for soil improvement planning with columns for field number, organization, content, and remarks.

(添付様式9-1)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区 再生利用実施計画

1. 地区概要
①～③〔略〕

2〔略〕

3. 再生利用に向けた取組内容・取組主体

①再生利用全体計画(各年度に該当する取組内容にチェック)

Table with columns for field number, location, target agricultural area, user, and content for years H21 to H25. Includes checkboxes for various activities like soil improvement and equipment use.

注1・注2〔略〕

注3: 「重機等を利用」は、実施要綱別紙1第4の1(2)に該当する場合である。

注4: 〔略〕

〔新設〕

②再生利用活動計画

ア. 再生作業計画

Table for activity planning with columns for field number, organization, content, cost/effort, and remarks.

イ. 土壌改良計画

Table for soil improvement planning with columns for field number, organization, content, and remarks.

イ. 営農定着計画

ほ場番号	取組主体	導入作物の候補	販路の計画	備考

③～④〔略〕
注：〔略〕

4. 再生利用交付金計画(国費)

	単価 (円/10a)	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
		面積 (a)	交付金 (円)								
再生利用活動											
再生作業	[削る。] 50,000										
	重機等を利用										
	うち障害物除去等対象外(十層改良のみ)										
	25,000										
	[削る。]										
土壌改良(2年目)	25,000										
うち障害物除去等対象外	25,000										
営農定着	25,000										
うち営農定着のみ	25,000										
施設等補完整備											
経営展開											
計											

	単価 (円/10a)	面積 (a)	合計					交付金 (円)
			地目			荒廃の程度		
			田	畑	樹園地	緑	黄	
再生利用活動								
再生作業	50,000							
	重機等を利用							
	うち障害物除去等対象外(十層改良のみ)							
	25,000							
	[削る。]							
土壌改良(2年目)	25,000							
うち障害物除去等対象外	25,000							
営農定着	25,000							
うち営農定着のみ	25,000							
施設等補完整備								
経営展開								
計								

ウ. 営農定着計画

ほ場番号	取組主体	導入作物の候補	販路の計画	備考

③～④〔略〕
注：〔略〕

4. 再生利用交付金計画(国費)

	単価 (円/10a)	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
		面積 (a)	交付金 (円)								
再生利用活動											
再生作業	30,000										
	50,000										
	重機等を利用										
	うち定額以上の重複除去										
	25,000										
土壌改良	25,000										
うち2カ年目											
うち再生作業対象外	25,000										
うち2カ年目											
営農定着	25,000										
うち営農定着のみ	25,000										
施設等補完整備											
経営展開											
計											

	単価 (円/10a)	面積 (a)	合計					交付金 (円)
			地目			荒廃の程度		
			田	畑	樹園地	緑	黄	
再生利用活動								
再生作業	30,000							
	50,000							
	重機等を利用							
	うち定額以上の重複除去							
	25,000							
土壌改良	25,000							
うち2カ年目								
うち再生作業対象外	25,000							
うち2カ年目								
営農定着	25,000							
うち営農定着のみ	25,000							
施設等補完整備								
経営展開								
計								

注1～注5(略)

注6: 平成23年度以降に着手する地区は再生作業に一年目の土壌改良を含み、土壌改良は二年目のみ選択できる

注1～注5(略)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区施設等補完整備計画(実績報告)

事業種類	取組主体										単位：円	
目的												
施設等の概要												
総事業費	負担区分	国	都道府県	市町村	その他							
		(%)	(%)	(%)	(%)							
実施期間	管理主体	平成〇〇年度				平成〇〇年度						
		年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()			
実施計画(実績) (年度割)	実施内容		実施内容		実施内容		実施内容					

注1～4(略)

[施行注意]

実績報告の場合は、表題の「整備計画」を「整備実績報告」と置き換え、出来高設計書、写真、領収書を添付するものとする。
(定額支援を適用する場合「出来高設計書」を「標準事業費算出書」に替えることができる。)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区施設等補完整備計画(実績報告)

事業種類	取組主体										単位：円	
目的												
施設等の概要												
総事業費	負担区分	国	都道府県	市町村	その他							
		(%)	(%)	(%)	(%)							
実施期間	管理主体	平成〇〇年度				平成〇〇年度						
		年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()	年度事業費 (国費)	()			
実施計画(実績) (年度割)	実施内容		実施内容		実施内容		実施内容					

注1～4(略)

[施行注意]

実績報告の場合は、表題の「整備計画」を「整備実績報告」と置き換え、出来高設計書、写真、領収書を添付するものとする。

(参考様式第10号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)別記第3(1)(別記第3(2))に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画

(〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(変更))

(〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実績報告)

〈施行注意〉

1. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画」を「〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
2. 実績報告の場合は、「実施計画」を「実績報告」、「別記第3(1)」を「別記第3(2)」に置き換えるものとする。

(参考様式第10号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業の実施計画(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第2の2(2)(第5の3(1))に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画

(〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(変更))

(〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実績報告)

〈施行注意〉

1. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画」を「〇〇耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
2. 実績報告の場合は、「実施計画」を「実績報告」、「第2の2(2)」を「第5の3(1)」に置き換えるものとする。

(添付様式10)

〇〇地域再生利用活動付帯事業(交付金執行事務)の実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) [略]		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合計		

2. 詳細

(1) 再生利用交付金の交付事務

取組主体数	内容	備考

(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言

時期	内容	備考

(添付様式10)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 耕作放棄地の荒廃状況、権利関係等の調査		
(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及及び農地利用調整活動		
(3) [略]		
(4) 営農開始後のフォローアップ(土壌診断、営農検討等)		
(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項		
[新設]		
[新設]		
合計		

2. 詳細

(1) 耕作放棄地の荒廃状況、権利関係等の調査

時期	内容	備考

(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及及び農地利用調整活動

①検討会開催、制度・施策等の啓発・普及

時期	内容	備考

②制度・施策の啓発・普及の資料

内容	作成部数	備考

③農地利用調整活動

時期	内容	備考

(3) [略]

(4) 実績報告書審査・現地確認

時期	内 容	備 考

(5) 地域における農地利用調整活動

時期	内 容	備 考

(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及

時期	内 容	備 考

(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務

(3) [略]

(4) 営農開始後のフォローアップ(土壌診断、営農検討等)

時 期	内 容	備 考

(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

[新設]

[新設]

(添付様式11-1-1)

作成年月日: _____
取組主体名: _____

平成〇〇年度 再生作業及び土壌改良実績報告書

1~5[略]

6. 再生作業に要する(した)内容

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	確認時期	該当するものがあれば選択		ポイント合計	備考 (実績報告時には作業期間、内容を記載)
					該当する状況(地中の植生状況ではないか必ず選択)	各ポイント		
雑草・雑木等の繁茂状況	地上	植生状況	①草、笹のみが繁茂	事前 実績	18	20	8	
			②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生(灌木が生えているが径が6cm以下)	事前 実績	18	20	14	
			③草、木(竹)が繁茂(径が6cmを超える灌木が生えている)	事前 実績	20	20	14	
	地下	根の状況	根の除去が必要(地上の植生状況が②の場合)	事前 実績	30	20	10	
			根の除去が必要(地上の植生状況が③の場合)	事前 実績	30	20	10	

農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要	事前		要計算	備考
				実績	ポイント		
農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要	事前 実績	30		
		湿害状況	暗渠等排水対策が必要	事前 実績	2		
		硬の状況	除レキが必要	事前 実績	9		
	地下	硬盤層の状況	深耕(ブラウ)が必要	事前 実績	10		
		団粒状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)	事前 実績	6		
			" (2回)	事前 実績	13		
" (3回以上)	事前 実績		19				
土壌の状況	土壌改良が必要	事前 実績	30				

その他	現地確認等	打ち合わせを実施(事前、実施中、完了時等等)	事前 実績	要計算	備考

合計(事前)	←100ポイント以上でOK
合計(実績)	

別添資料

1. [略]

[削る。]

(添付様式11-1-1)

作成年月日: _____
取組主体名: _____

平成〇〇年度 再生作業実績報告書

1~5[略]

6. 再生作業に要した費用

項目	種類、数量、価格など	支出額(円)	備考
資材費			
機械経費 (リース代等)			
工事雑費 (保険料等)			
委託料等			
労務費			
うち日当等 支払分			
合計			
10a換算			

別添資料

1. [略]

2. 再生作業参加者名簿

3. 領収書整理帳

注1: 「機械経費」には、自己所有等機械供用に係る損料相当額を含めて記入することができる。

注2: 「労務費」には、日当等支払分のほか、労務提供に係る人件費相当額を含めて記入することができる。

注3: 「地区名」、「現場番号」、「所在地」、「対象農地面積」には、再生利用実施計画(添付様式9-1)より該当する内容を転記する。

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

- 1. 実施期間 _____
- 2. 地区名 _____
- 3. ほ場番号 _____
- 4. 所在地 _____
- 5. 対象農地面積 _____ a (うち土壌改良 _____ a)
- 6. 再生作業に要した費用

項目	種類、数量、価格など	支出額(円)	備考
ア. 障害物除去、深耕、整地等			
資材費			
機械経費 (リース代等)			
工事雑費 (保険料等)			
委託料等			
労務費			
うち日当等 支払分			
① 合計			
② ①のうち労務提供に係る人件費相当額			
③ ②÷①×100			(%)
④ 交付額(国費) ③>50%の場合 ①-②を入力 ③≤50%の場合 ①÷2を入力			
イ. 土壌改良	作業内容:	⑤(事業費)	
		⑥(国費)	
事業費 計(①+⑤)			
交付額(国費)計(④+⑥)			

別添資料

- 1. 作業写真整理帳
- 注1~注3[略]

注4: 土壌改良の支出額(事業費)は対象農地面積(a)×5,000円で、支出額(国費)は対象農地面積(a)×2,500円でそれぞれ算出

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機等を用いて行う再生作業)

- 1. 実施期間 _____
- 2. 地区名 _____
- 3. ほ場番号 _____
- 4. 所在地 _____
- 5. 対象農地面積 _____ a
- 6. 再生作業に要した費用

項目	種類、数量、価格など	支出額(円)	備考
資材費			
機械経費 (リース代等)			
工事雑費 (保険料等)			
委託料等			
労務費			
うち日当等 支払分			
① 合計			
② ①のうち労務提供に係る人件費相当額			
③ ②÷①×100			(%)
④ 交付額(国費) ③>50%の場合 ①-②を入力 ③≤50%の場合 ①÷2を入力			

別添資料

- 1~3[略]
- 注1~注3[略]

[新設]

(添付様式11-1別添1)
作業写真整理帳

No

取組主体名
地区名
ほ場番号

撮影年月日

撮影年月日

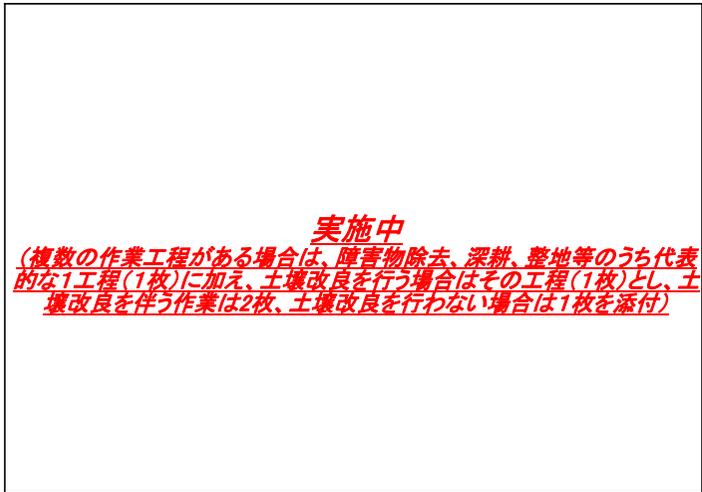
作業内容

撮影年月日

注: 定点で実施前・中・後の3枚
を添付するものとする。



実施前



実施中

(複数の作業工程がある場合は、障害物除去、深耕、整地等のうち代表的な1工程(1枚)に加え、土壤改良を行う場合はその工程(1枚)とし、土壤改良を伴う作業は2枚、土壤改良を行わない場合は1枚を添付)



実施後

(添付様式11-1別添1)
作業写真整理帳

No

取組主体名
地区名
ほ場番号

撮影年月日

撮影年月日

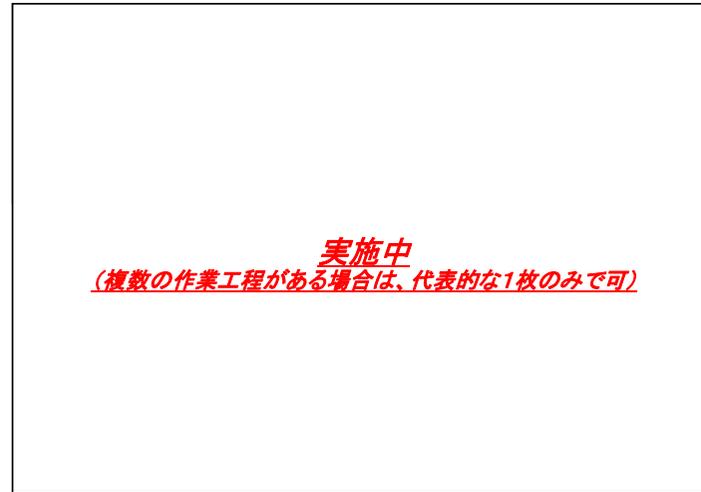
作業内容

撮影年月日

注: 定点で実施前・中・後の3枚
を添付するものとする。



実施前



実施中

(複数の作業工程がある場合は、代表的な1枚のみで可)



実施後

(添付様式11-2)

作成年月日：
取組主体名：

平成〇〇年度 土壤改良(2年目)実績報告書

1～4〔略〕

5. 対象農地面積 _____ a 〔削る。〕

6. 〔略〕

別添資料〔略〕
注1・注2〔略〕

(添付様式11-2)

作成年月日：
取組主体名：

平成〇〇年度 土壤改良実績報告書

1～4〔略〕

5. 対象農地面積 _____ a (うち2カ年目面積 _____ a)

6. 〔略〕

別添資料〔略〕
注1・注2〔略〕

(添付様式12-6)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会

耕作放棄地再生利用交付金に係る収支報告書

平成 年度収支(平成 年 月 日現在)

科 目		金 額(国費) (円)	備 考
収入の部	1 再生利用交付金		
	再生利用活動		
	施設等補完整備		
	再生利用活動附帯事業		
	2 前年度繰越		
3 利子等			
合 計			
支出の部	1 再生利用活動		
	再生作業		
	土壌改良(2年目)		
	営農定着		
	経営展開		
	2 施設等補完整備		
3 再生利用活動附帯事業			
合 計			
次年度繰越			

注[略]

[削る。]

(添付様式12-6)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会

耕作放棄地再生利用交付金に係る収支報告書

平成 年度収支(平成 年 月 日現在)

科 目		金 額(国費) (円)	備 考
収入の部	1 再生利用交付金		
	再生利用活動		
	施設等補完整備		
	附帯事務費		
	2 前年度繰越		
3 利子等			
合 計			
支出の部	1 再生利用活動		
	再生作業		
	土壌改良		
	営農定着		
	就農研修		
	経営展開		
2 施設等補完整備			
3 附帯事務費			
合 計			
次年度繰越			

注1[略]

注2:「附帯事務費」欄は、平成22年度限り記入するものとする。

作成年月日：
〇〇都道府県農村再生協議会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(定額)

地域協議会名	地区名	対象農地面積(a)	荒廃の程度			再生利用交付金(国費)		実施期間 (実施年月日)	取組主体	備考
			地目	黄		交付単価	交付額			
				畑	園					
小計										
小計										
小計										
合計										

別添資料(略)

作成年月日：
〇〇都道府県農村再生協議会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書

地域協議会名	地区名	対象農地面積(a)	荒廃の程度			再生利用交付金(国費)		100%当たり 再生作業に要 した経費	実施期間 (実施年月日)	取組主体	備考
			地目	黄		交付単価	交付額				
				畑	園						
小計											
小計											
小計											
合計											

別添資料(略)

(添付様式13-1-2)

作成年月日: _____
〇〇都道府県再生林形成推進委員会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

地域協議会名	地区名	対象農地面積(a)	再生の程度のうち定額を超過する面積			再生の程度			①のうち労働費等に要した経費①	②のうち労働費等に要した経費②	割合 (②/①)×100	交付額(国費)③	イ、工機改良に要した経費④	④に対する再生に要した経費(①+④)⑤	交付額(国費)計(③+⑤)⑥	実施期間(実施年月日)	取組主体	取組当たりの交付金の重複	備考	単位:円
			樹園地	畑地	田	樹園地	畑地	田												
小計																				
小計																				
小計																				
合計																				

別添資料(略)
 注(略)

(添付様式13-1-2)

作成年月日: _____
〇〇都道府県再生林形成推進委員会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う再生作業)

地域協議会名	地区名	対象農地面積(a)	再生の程度のうち定額を超過する面積			再生作業に要した経費①	①のうち労働費等に要した経費②	割合 (②/①)×100	交付額(国費)	実施期間(実施年月日)	取組主体	取組当たりの交付金の重複	備考	単位:円
			樹園地	畑地	田									
小計														
小計														
小計														
合計														

別添資料(略)
 注(略)

作成年月日：
〇〇年〇月〇日 農林庁作成要領対策協議会

平成〇〇年度 土壌改良(2年目)実績報告書

地域協議会名	地区名	対象農地面積 (a)	うち再生 作業対 象外面 積(a)			交付額 (国費) (円)	実施期間 (実施年月日)	作業内容	取組主体	備考
			荒廃の程度							
			地目	樹園地	畑地					
			黄	緑	黄					
			田	畑	樹園地					
小計										
小計										
小計										
合計										

別添資料【略】
注1～注3【略】
【記入】

作成年月日：
〇〇年〇月〇日 農林庁作成要領対策協議会

平成〇〇年度 土壌改良実績報告書

地域協議会名	地区名	対象農地面積 (a)	うち再生 作業対 象外面 積(a)			交付額 (国費) (円)	実施期間 (実施年月日)	作業内容	取組主体	備考
			荒廃の程度							
			地目	樹園地	畑地					
		0.0	0.0	0.0	0.0					
		0.0	0.0	0.0	0.0					
		0.0	0.0	0.0	0.0					
小計		0.0	0.0	0.0	0.0					
小計		0.0	0.0	0.0	0.0					
小計		0.0	0.0	0.0	0.0					
合計		0.0	0.0	0.0	0.0					

別添資料【略】
注1～注3【略】
注4：【対象農地面積及びうち再生作業対象外面積並びに「交付額(国費)」の「1」には、当該年度に係る交付金及び面積のうち2か年目の支援となる分について交付金及び面積(当該年度分の内数)を記入する。

(添付様式13-6)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

地域耕作放棄地対策協議会における耕作放棄地再生利用交付金の収支報告書

平成 年度収支

科 目		金 額(国費) (円)	備 考
収入の部	1 再生利用交付金		
	2 前年度繰越		
	3 利子等		
	合 計	0	
支出の部	1 再生利用活動		
	再生作業		
	土壤改良(2年目)		
	営農定着		
	経営展開		
	2 施設等補完整備		
	3 再生利用活動附帯事業		
合 計			
次年度繰越			

別添資料 [略]

注:[略]

[削る。]

(添付様式13-6)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

地域耕作放棄地対策協議会における耕作放棄地再生利用交付金の収支報告書

平成 年度収支

科 目		金 額(国費) (円)	備 考
収入の部	1 再生利用交付金		
	2 前年度繰越		
	3 利子等		
	合 計	0	
支出の部	1 再生利用活動		
	再生作業		
	土壤改良		
	営農定着		
	就農研修		
	経営展開		
	2 施設等補完整備		
3 附帯事務費			
合 計			
次年度繰越			

別添資料 [略]

注1: 地域耕作放棄地対策協議会からの「耕作放棄地再生利用交付金に係る収支報告書(添付様式12-6)」を取りまとめて作成するものとする。

注2: 「附帯事務費」欄は、平成22年度限り記入するものとする。

(参考様式第15-1号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第6の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1. [略]
2. 都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画の策定年月日
3. 交付決定前着手事業の内容

事業項目	内 容	金 額 (円)	備 考
(1) 再生利用活動			
(2) 施設等補完整備			
(3) 再生利用活動附帯事業			
合 計			

注:金額は国費分を記入。

4・5[略]

別添資料

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(添付様式8)

注1・注2[略]

(参考様式第15-1号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第6の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1. [略]
2. 都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画の策定年月日
3. 交付決定前着手事業の内容

事業項目	内 容	金 額 (円)	備 考
(1) 地域協議会に対する指導・助言			
(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及			
(3) 再生利用交付金の管理・運用			
(4) 再生利用推進計画の見直し			
(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項			
合 計			

4・5[略]

別添資料

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(添付様式8)

注1・注2[略]

(参考様式第15-2号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第6の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1. [略]
2. 計画の策定年月日
 - (1) [略]
 - (2) 地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画
[削る。]
3. 交付決定前着手事業の内容
 - (1) 耕作放棄地再生利用交付金

事業項目		内 容	金 額 (円)	備 考
a	再生利用活動			
b	施設等補完整備			
c	再生利用活動附帯事業			
合 計				

注:金額は国費分を記入。

[削る。]

4. 交付決定前着手の理由

別添資料

- ・ [略]
- ・ 〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(添付様式10)
[削る。]

注1・注2[略]

(参考様式第15-2号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第6の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1. [略]
2. 計画の策定年月日
 - (1) [略]
 - (2) 地域耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画
 - (3) 地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画
3. 交付決定前着手事業の内容
 - (1) 耕作放棄地再生利用交付金

事業項目		内 容	金 額 (円)	備 考
a	再生利用活動			
b	施設等補完整備			
c	附帯事務費			
合 計				

注:金額は国費分を記入。

(2)耕作放棄地再生利用推進交付金

事業項目		内 容	金 額 (円)	備 考
a	耕作放棄地の荒廃状況、権利関係等の調査			
b	耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓蒙・普及及び農地利用調整活動			
c	再生利用実施計画の策定及び見直し			
d	営農開始後のフォローアップ(土壌診断、営農検討等)			
e	その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項			
合 計				

4. 交付決定前着手の理由

別添資料

- ・ [略]
- ・ 〇〇地域耕作放棄地対策協議会推進事業実施計画(添付様式10)
- ・ 〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(添付様式17)

注1・注2[略]

(参考様式第16号)

〔削る。〕

(参考様式第16号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費の実施計画(第〇四半期報告)(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第7の5(1)(第7の6)に基づき、下記関係書類を提出する。

記

1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(第〇四半期報告)
2. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画
3. △△地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画
4. □□地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画

- 〔1. 〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費実績報告
2. 〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実績報告
3. △△地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実績報告
4. □□地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実績報告〕

(施行注意)

1. []内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあっては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。
2. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画」を「〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
3. 実績報告の場合は、「実施計画(第〇四半期報告)」を「実績報告」、「第7の5(1)」を「第7の6」に置き換えるものとする。
4. 本様式は、平成22年度限り作成するものとする。
5. 四半期ごとの報告に際し添付する地域協議会附帯事務費実施計画は前回提出時から変更があったものを添付する。

(参考様式第16号)

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長〕 殿

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)別記第3の2(1)に基づき、下記関係書類を提出する。

記

1. 〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画

[1. 〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画(変更)]

〈施行注意〉

- []内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。
- 変更に伴う提出の場合は、「〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画」を「〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画(変更)」と置き換えるものとする。

(参考様式第16号)

〔新設〕

(添付様式16)

[削る。]

(添付様式16)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(第〇四半期報告)(実績)

1. 平成22年度における再生利用交付金の実施計画(実績)

事業項目	再生面積(ha)	金額(円)			備考
		22年度基金取崩分	地域協議会における21年度繰越分	計	
再生利用活動					
施設等補完整備					
小計①					
附帯事務費②					
都道府県協議会					
地域協議会					
合計					
②/① (%)	計画				上限1.5%
	実績				

2. 附帯事務費の活動計画(実績)

	活動内容	備考
都道府県協議会		
地域協議会		

〈施行注意〉

1. 本様式は、平成22年度限り作成するものとする。
2. 四半期ごとの報告においてはその時点における平成22年度の全体計画を記載する。ただし、「実績」欄には当該四半期までの執行額を記載する。
3. 実績の「附帯事務費」の金額は、計画の「附帯事務費」の金額の範囲内とする。
4. 「平成22年度における再生利用交付金の実施計画」は、都道府県協議会が判断する当該年度の執行見込みを記入する。

(添付様式16)

策定年月日: _____

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画

1. 実施計画の位置付け

項目	概要
耕作放棄地解消計画 (耕作放棄地全体調査要領7)との関係	
その他の計画との関係等	

2. 受入候補地の概要

市町村名	受入候補地とすることに関する調整状況

(添付様式16)

[新設]

3. 受入体制の概要

項目	コーディネーター・アドバイザー等の設置計画の概要
農地利用調整を担うコーディネーター	
引き受け手候補者に対するアドバイザー	
その他の取り組み	

4. 引き受け手確保の取り組みの概要

項目	計画の概要
引き受け手候補者を対象とした説明会の開催等	
引き受け手候補者を対象とした情報ネットワーク構築等	
引き受け手候補者を対象としたワンストップ窓口設置等	

5. 都道府県協議会又はその会員による既往の活動実績 (平成21年度)

活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた耕作放棄地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた耕作放棄地の引き受け手募集等の実績	

(平成22年度)

活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた耕作放棄地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた耕作放棄地の引き受け手募集等の実績	

6. その他、特記すべき事項

--

〈施行注意〉

「6. その他、特記すべき事項」については、特筆すべき事項について自由に記載できるものとする。

(参考様式第17号)

[削る。]

(参考様式第17号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名

印

〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費の実施計画(実績報告)

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第7の5(2)(第7の6)に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画

(〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(変更))

(〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実績報告)

(施行注意)

1. 変更に伴う提出の場合は、「〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画」とあるのは、「〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(変更)」と置き換えるものとする。
2. 実績報告の場合は、「実施計画」を「実績報告」、「第7の5(2)」を「第7の6」に置き換えるものとする。
3. 本様式は、平成22年度限り作成するものとする。

(参考様式第17号)

各地方農政局長
農林水産省農村振興局長
沖縄総合事務局長

殿

番号
年月日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長
氏名

印

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実績報告

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)別記第3の2(4)に基づき、下記関係書類を提出する。

記

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実績報告

〈施行注意〉

- 〔 〕内は、各地方農政局管内に事務所を置く都道府県耕作放棄地対策協議会にあつては各地方農政局長、北海道に事務所を置く北海道耕作放棄地対策協議会にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に事務所を置く沖縄県耕作放棄地対策協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(参考様式第17号)

〔新設〕

(添付様式17)

〔削る。〕

(添付様式17)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会附帯事務費実施計画(実績)

1. 平成22年度における再生利用交付金の実施計画(実績)

事業項目	再生面積(ha)	金額(円)			備考
		22年度都道府 県協議会から の交付分	21年度繰越分	計	
再生利用活動					
施設等補完整備					
小計①					
附帯事務費②					
合計					
[参考] ②/①(%)					

2. 附帯事務費の活動計画(実績)

	活動内容	備考
地域協議会		

〔施行注意〕

1. 本様式は、平成22年度限り作成するものとする。
2. 計画時の「附帯事務費」の「金額(円)」は、都道府県協議会と調整した額を記入する。

(添付様式17)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実績報告

1. 概要

	事業項目	金額(円)	備考
(1)	引き受け候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築		
(2)	引き受け候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置		
(3)	受入候補地の詳細調査・受入条件の整理		
(4)	市町村等が行う農家間の調整や農地の利用集積等に関する指導助言		
(5)	都道府県域を越えて行う農地利用調整活動		
(6)	その他本取組に必要な事務		
	合計	(うち国費:	合計が150万円を超える場合は、国費の額は150万円以内)

2. 詳細

(1) 引き受け候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築

① 引き受け候補者に対する説明会

時期	内容	備考

② 情報ネットワークの構築

内容	参加者の構成	参加者数	備考

(2) 引き受け候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置

時期	内容	相談件数	備考

(3) 受入候補地の詳細調査・受入条件の整理

時期	内容	備考

(4) 市町村等が行う農家間の調整や農地の利用集積等に関する指導助言

時期	内容	備考

(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

(添付様式17)

[新設]